



ARC では現在、関西インターンチームが中心となり、国連平和維持活動(PKO)要員による性的搾取・虐待(SEA)の問題について研究を進めています。SEAに関するレポートの第2回をお伝えいたします。今回は、SEAを行ったPKO要員への処罰体制及びその課題点についてご紹介いたします。

国連PKOによる性的搾取・虐待(SEA)についての調査研究(3)

ARC 関西インターン 吉成哲平

これまで、SEAの被害状況とPKO要員への処罰の体制について概観しました。現在、国連はSEAに関してzero-toleranceの姿勢で臨んでいることは第1回で述べた通りですが、そのために国連平和維持活動局は予防・執行・救済策からなる「3方面からのアプローチ」(Three-pronged strategy)を採用しています。最終回となる第3回は、このうち予防・救済策についてご紹介いたします。

1. 予防策(Prevention)

国連によるSEAの予防策は、訓練・注意喚起・予防的措置の三つに分けられます。まず、SEA予防の訓練は全国連職員並びに派遣国要員を対象とした、派遣前と派遣中の訓練からなります。具体的には、派遣前の国連職員への訓練はDPKOが担当し、軍事・警察要員への訓練はCDUの助言の下、該当する各国の機関がその義務を負います。2005年からは、PKO受入国に到着した全ての要員に対して、SEA防止のためのCDUによる訓練を行うことが義務化されました。訓練内容としては、行動規範、違法行為の種類と定義、違法行為を行った場合の措置、違法行為の報告義務等に関する理解の徹底が図られています。次に、注意喚起についてですが、これは主にPKO受入国に対するSEA啓発活動からなります。具体的には、受入国政府や地域社会、あるいは現地NGOに対して、ポスターやラジオ、新聞等を通じたSEAに関する注意喚起が行われています。最後に、予防的措置に関しては、各部隊への夜間外出禁止令の発令、制服着用義務化、立入禁止区域の設定、パトロールの強化等の措置が含まれます。

2. 救済策(Remedial Measures)

SEA被害者への救済に関しては、2007年、国連の報告書の中で、SEAにより生まれた子どもの父親の身元を明らかにすることや育児への支援を含め、被害者への医療・法・心理面からのケアを目的とする被害者救済の仕組み(Sexual Exploitation and Abuse Victim Assistance Mechanism: SEA/VAM)を全てのPKO受入国に設置することが求められました。SEA/VAMは、SEAの被害申立人、被害者及びその結果として生まれた子どもを対象とし、活動地域の状況に合わせて国連とNGOが共同で支援を行うとしています。(ただし、犠牲者及びその子どもとは、国連または派遣国の司法手続きにより

SEAの事実認定がなされた者のみを指します。)具体的な支援内容は被害者のニーズによって異なりますが、基本的には、被害認定の如何に関わらず、カウンセリングを実施すること、保護シェルターや衣服・食料を提供すること、そして被害申し立て手続きに関する助言を行うことが挙げられます。(ただし、金銭の直接的な授受や補償はこれに含まれません。)

現在、CDTは各地域で使用可能なSEA/VAMのマッピングを進めています。実際にはこうした被害者への救済はほとんど機能していない現状です。例えば、2007年の報告から2011年までの間に、11のPKOのうち6つが救済のためのマップ作成を行い、そのうち3つのミッションにおいて、3名の被害者に対し救済措置が取られました。加えて、2012年から2014年の間には、さらに3つのミッションにおいてマップの作成が完了しました。しかし、このようにマッピングが進められるだけで、実際に救済されている被害者は少ないとみられ、被害者の中にはそもそもこうした救済制度について知らない者も多いと考えられています。以上の事実からも明らかであるように、SEA被害者救済のための取り組みは遅々として進んでいません。

また、仮に国連の定める救済策が機能したとしても、果たしてそれが効果的であるのかに関しては、疑問の声が上がっています。その最大の理由としては、救済に当てられる予算の不足と地元のサービスに頼らざるを得ない現状が指摘されています。加えて、PKOが行われる地域では、国連開発計画(UNDP)や国連児童基金(UNICEF)をはじめとした、いくつかの国連機関が既に活動している場合が多いですが、こうした国連諸機関により各機関間の活動調整及び受入国との支援活動の円滑化を目的に形成される国連カントリーチーム(United Nations Country Teams: UNCT)が、SEA被害者救済のための経済的支援を行いたがらない実態も指摘されています。というのも、SEAはPKO自身で処理すべき問題であるとUNCTは考えるためです。以上のような被害者救済における困難から、いくつかのCDTは非公式な方法で被害者の支援を行っていることが明らかとなっています。つまり、金銭あるいは緊急に必要な物資などを現地スタッフ自らが被害者に与えているのです。こうした状況も受けて、2014年のSEA防止に関する事務総長特別報告の中で、SEA被害者救済のための基金の創設が提案されました。2013年にはDFS、OIOS、DPKO等の部局を超えたSEA根絶のためのワーキンググループが設置されましたが、依然として国連による対策としては、①全てのPKO要員に対す

る訓練の評価・強化の実施と継続、②地域社会とのより強力な信頼関係の構築、③SEA防止のためのリスク評価活動の継続、④PKO幹部の監督責任の明確化、そして⑤被害調査の強化の5つの点が課題として残っています。

3. 終わりに

3回のレポートを通して、PKOにおける要員による性的搾取・虐待の実態、国連及び派遣国による対応、そしてその課題点について紹介してきました。2005年、国連によりSEA根絶に向けた包括的戦略が初めて打ち出されてから10年という節目の年を迎えた今年、国連やシンクタンクによりいくつかの報告書が発表されたものの、そこか

ら浮かび上がるのは大規模化したPKOにおいて依然として続くSEAの実態です。根絶に向けた課題は、現地ミッションや派遣国をはじめとするPKOに関わる全てのアクター内部に、そして、そうしたアクター間にいくつも存在しています。予防、執行、救済、そのいずれをもないがしろにすることはできません。しかし、根絶に向け私たちが何よりも忘れてはならないのは、極めて不安定な社会状況の中で、それでも生き延びねばならない数多くの人々の、時に身を切るほどの「痛み」への想像力ではないかと私は思います。

3回にわたったレポートはいかがでしたでしょうか？このレポートが、SEA問題について関心を持っていただくきっかけになれば幸いです。最後までお読みいただき、どうもありがとうございました。

SEA問題の情報発信

これまで3回にわたってSEAに関する調査内容をレポートいたしました。

そしてARCのホームページ上では、この調査レポートの完全版と、SEAの関連記事の日本語要約を紹介しています。これらは関西インターンチームの大学生たちの苦心の作です。ぜひご覧ください！

国連平和維持活動 (PKO) による性的搾取・虐待問題 (SEA) への取り組み

現在、国連平和維持活動 (PKO) 等における要員らによる現地住民への性的搾取・虐待 (Sexual Exploitation and Abuse: SEA) が深刻な問題となっています。国連要員らが援助物資などと引き換えに、難民たちと性的関係を持つことは、禁止されているにもかかわらず、そのようなケースは後を絶ちません。さらにはそのような行為を行った国連要員らへの処罰はあいまいなままになっていることが多いのが現状です。ARCでは、こうした平和構築支援におけるSEA防止に向けてアクションを起こしていこうと思っています。

主な活動内容としては、

- ・ウェブやリーフレットを通じたSEA問題に関する情報発信
- ・国際NGOやアフリカのローカルNGOとの連携
- ・SEAに関するセミナーの実施
- ・国際機関・政府機関への提言です。

SEAについてより深く知りたい方は、以下のリンクをご覧ください

- ・ [研究レポート](#)
- ・ [関連ニュースのリンク](#)

(主に2015年に海外で報道された記事の要約を掲載しています。)

アフリカ平和再建委員会

Africa Reconciliation Committee: ARC-JAPAN

〒160-0004 東京都新宿区四谷4-6-1 四谷サンハイツ511 Tel./Fax: 03-3351-0892

E-mail: headoffice@arc-japan.org ホームページ <http://www.arc-japan.org>



ツイッター始めました！アフリカの紛争と平和に関するイベントや情報の発信をしています！

@ArcJapanNews どんどんフォローしてください！



フェイスブック始めました！日ごろのARCの活動内容や、アフリカに関連するイベントや情報の発信をしています！

【ARCページ】 <http://www.facebook.com/ARCJAPAN>このページに「いいね!」、「シェア」をお願いします。